

# 2017年3月 家計簿だより

京都生活協同組合  
組織運営部  
電話 075-672-6304  
FAX 075-661-4311

～12月のおたよりから～

## ※web 提出に挑戦しました※

2016年は初めてweb提出に挑戦しました。戸惑ったけれどなんとかかなったかな。夏に旭川の母が熱中症から腎盂炎で入院、あれよあれよと力が落ち、要介護2から4まで進行しました。転院先を探したり、特養老人ホームを探したりと大変な年でした。介護している夫の妹が大変でした。応援に一度だけ行きました。なにしろ遠いです。今月交通費が高いのは帰省のためです。帰省するとあちらの親戚にお土産、帰るときはこちらの知人にお土産とばかになりません。

夏から出ていた湿疹がひどくなり、そのケアのための薬代が高くなりました。治らないので漢方を使ってみたためです。

来年は家計簿提出最後の年になりますね。退職してから生活設計、家計簿記入をもとに頑張ります。(61才)

(事務局より：帰省の費用は交通費も含めて教養娯楽費に入れてくださいね。ただ、ETC等の引き落としの関係で帰省分・日常分の交通費が分けにくいこともあるかと思えます。その場合はわかる範囲でご協力ください。)

## ※1年続けました※

初めて1年続いた家計簿でした。おかげさまでデータとして十分な材料が集められました。これをもとに来年の増減をお財布のひもを引き締めながらやりくりできればと思います。お世話になりました。引き続きよろしく願いいたします。(31才)

## ※うれしいです※

今月は食費を6万円以内で収めることができました。3人家族で月6万円内の食費にすることを目指しこの一年やってきましたが、だいぶ目標達成できる月が増えてきました。(やりくり上手になってきたなあ嬉しいです)

一方今月は身内に不幸があつて、現地への旅費や諸々の出費が多かったことと、1月に予定している海外旅行費用の支払いがあつたので大幅な赤字となってしまいました。(57才)

## ※一番の思い出※

今年も集計を終えました。結婚50年の年です。家計簿も婦人雑誌の付録のを寄せると同じ数ほどあります。生協の家計簿に関わってから40年ぐらいですが、一番の思い出はライフプランの学習の講師に吉見昭一先生をお招きした日、阪神淡路地震が起きて、先生だけがせいきょう会館に行かれたこと。後日学習会でプランの立て方を習って今それが役に立っていると感じることで。あのすばらしいお話が聞けたことが財産です。おかげで私たちの老後は順調に進んでいます。健康年齢を維持しながら老いを迎えたいと思います。あと一年、頑張りましょう！(74才)



## ☀2016年がにぎやかに暮れました☀

わが家の年末恒例の餅つきが今年もできました。メンバーの都合で今回は31日大晦日でした。早朝5:10起床してかまどに点火、お湯が沸騰したらもち米を蒸し始め、最初の月初めは7:00です。もちろん臼と杵で本格つきです。初めは娘夫婦と我々夫婦の4人だけです。3臼をつき終わった9:00に兄夫婦とその息子夫婦が高校生の息子2人を連れて到着。これで私は餅つきから解放されて裏方と昼食の準備に専念。12:30には10臼つき終わり、みんなで片付けして総勢13人で宴会。餅は小豆できなこでさとう醤油で大根おろしでと、好きな味で食べ放題。お年玉も渡して夕方には長男家族が戻ってきて2016年が賑やかに暮れました。(69才)

## ☀今年はどうなるのかなあ☀

2015年も2016年も、嫌なことがあったりしました。良かったこともあったけど、それは転がってきたものではなくて、良くなるように考え行動したからでした。2016年を振り返ると、悪いことが起きた時に相当困ったことになってはいたけど、運が悪ければもっと最悪のことになっていたかもしれなかったし、それを思えば苦い薬だったと思います。良薬はこのあとの人生を助けてくれるかもしれない。2017年はどうなるのかなあ。日々を怠らずに、調和するように心がけてやっていこうと思います。(42才)



## ☀頑張っています☀

就学支援金に該当しなくなったため、私立の長男、公立の長女ともに学費が全額支払いとなったため、教育費が跳ね上がりました。

4月から専門学校に進学する娘の支払いも発生しています。まだ入学もしていないのに、もう二期分まで請求がきました。娘だけでもローン組まずに進学させてやりたい、頑張っております。

友人からふるさと納税をしてワンストップ制度を利用すれば就学支援金に該当する可能性があるよ、と教えてもらったので年末に急いで納付して申請しました。

6月の申請が楽しみです。(43才)



## ☀なくてはならないもの☀

今年も一年無事家計簿を提出することができました。家計簿をはじめてまだ数年ですが、この「提出期限」があるから頑張って提出する=家計簿をつけることができるし、あとで収支を振り返ることができる、なので、私にとってこの家計簿システムはなくてはならない存在になっています(提出期限が無かったら、絶対ズルズルのまま未提出で終わってしまいそうです)

生協の家計簿提出が終了する、というショッキングなニュースもありましたが、何とか違う形でも続けて頂けるとのこと、本当にありがたいです。過去データとかもずっと閲覧できる状態であるとありがたいのですが・・・。(37才)



## ✧最終年頑張ります✧



あけましておめでとうございます。最終年となり、頑張りたいと思います。毎月の家計簿だよりを楽しみにしていました。皆様のアドバイス、失敗談、生活の知恵は本当に活力になりました。昨年の大きなことは公正証書遺言の作成と外壁屋上塗装工事を行ったことです。面識のない弁護士さんに突然電話してお願いしましたが、暖かくご指導くださり感謝です。

11月より夫がデイサービスに週一回行くことになり、頑張っている様子で私もほっとしています。本年もよろしく願いいたします。1年間の集計表をよろしく願いいたします。(75才)

(事務局より：1年間の集計表を2月家計簿だよりと同封してお送りしました。12か月分データが入っていて、登録時に年間集計表を希望された方にお送りしました。提出が抜けた月のある方もご要望ありましたら集計表希望とひとことご連絡ください。)



## ✧びっくり✧

1年分の消費税が30万円超えにびっくり。これって私の年金1回分、つまりふた月分です。私の年金がふた月分少なくなってるってことか。これで10%になったら7万円アップです。私の年金減ったのと一緒に。ますます節約しなくてはと思います。(69才)

2017年も3月になり、2016年12月の集計報告が出来ました。モニターの皆さま、ありがとうございます。3月は別れの季節でもありますね。また新しい息吹も感じられる季節です。来月からモニター138名の集計を報告してまいります。ご感想も多数お寄せください。



## ✧筆算していました✧



長い間続けました家計簿、今回で終わりとなりました。続けさせていただきありがとうございます。算盤も計算機もだめ、3回計算したら3回とも答えが違うので使用が出来ず、ずっと筆算で通しました。私の入院中も支払いをちゃんとメモして協力していた夫とも1月に別れ、2017年度の申込書も昨日初めて開封して驚きました。9月頃送付してくださったような文面なのに、今年で終わりだとばかり思っていました。まだ自分はボケてないつもりでも、相当進んでいるよう。これまで続けた家計簿、ボケるまでしっかり記帳して暮らしていきたいと思います。1か月の年金が18万円なのに儉約しても25万円は必要です。皆さんは1年を過ぎれば住民税も国税も少なくなるからと教えて下さいますが、本当でしょうか?今月の計算では所得税も住民税も0なのに食費儉約しても交際費はなかなか少なくなりません。(87才)

事務局より

昨年10月に取り組んでいただいた食品ロスのアンケートにご協力いただきありがとうございます。NPO法人コンシューマーズ京都から結果が返ってきましたので3月家計簿だよりと同封してお届けします。

2016年家計調査にご協力いただきありがとうございます。提出回数に応じて該当された方に生協の宅配ポイントのプレゼントをします。3月2回のお届け表でご確認ください。店舗のポイント引換券をプレゼントしている方もありますが、ポイントの引換期限が4月30日までですので忘れないようにお引換えください。宅配ポイントを受け取られた方は2018年3月2回までにポイントを使用してください。



国民年金は20歳から60歳までのすべての人が加入する義務がある、国が運営する年金制度です

### 公的年金制度の仕組み(No.2)について

年金の柱は公的年金です。公的年金には「老齢」給付だけでなく、「障害」の状態になった場合や「遺族」になった場合の給付もあります。

＜老後になったら＞

老齢基礎年金

老齢厚生年金

＜障害者になったら＞

障害基礎年金

障害厚生年金

＜遺族になったら＞

遺族基礎年金

遺族厚生年金

**国民年金**（基礎年金）への国庫負担は2分の1となっています。原則的には保険料を納めないと給付されませんし、請求しなければ給付されません。請求しなければ、いつまでももらえないどころか、5年たったら（一時金などは2年）時効でもらえなくなることもあります。特に以下に記す障害年金の\*保険料納付要件を満たさないと支給されないことがあります。注意が必要です。

\*保険料納付要件：①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付されているかまたは保険料免除（要手続き）されていること

②平成38年3月31日までに初診日があり、初診日に65歳未満の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（特例）

例：学生時代に保険料をはらっていなかった＜保険料未納＞人が、就職して2ヵ月後に事故にあい、障害者になったときに上記の納付要件に当てはまらず、障害年金をもらえませんでした。

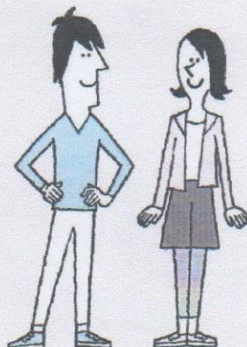
他に＜若年者納付猶予制度＞・＜学生納付特例制度＞も頼りになります。（知っておきたい年金のはなしより）

#### 学生納付特例制度

【在学中の保険料納付が猶予されます】

在学中で所得がない（または一定以下）の方が、保険料の未納期間を理由に、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取れなくなることを防ぐため、本人が申請すれば保険料の納付が猶予される制度があります。学生納付特例の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

\*毎年  
申請



#### 若年者納付猶予制度

【30歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます】（平成37年6月までの時限措置）

納付猶予の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

◎納付猶予制度の対象者は、平成28年7月から50歳未満の方まで拡大されます。

